

建設工事の入札に参加される皆様へ

資格（指名）停止措置期間の変更について

三重県発注工事の入札をめぐる贈収賄事件の発生を受けて、四日市港管理組合建設工事等資格（指名）停止措置要領を改正します。

令和6年4月1日から適用

1. 四日市港管理組合建設工事等資格（指名）停止措置要領

「組合職員に対する贈賄」及び「組合発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合」に係る資格（指名）停止措置期間を変更します。

別表第2 不正行為等による措置基準

第1号 贈賄

有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（1）組合職員に対する贈賄の場合

現行	改正後
【措置期間】 4か月以上24か月以内	【措置期間】 <u>12か月以上</u> 24か月以内

第3号 公契約関係競売等妨害又は談合

有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

（1）組合発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合

現行	改正後
【措置期間】 4か月以上12か月以内	【措置期間】 <u>8か月以上</u> 12か月以内

～お問い合わせ先～

四日市港管理組合 経営企画部 総務課 TEL 059-366-7009